特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表　（傍線の部分は、改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 特定非営利活動促進法の施行に関する条例<br>第一条　（略）<br><br>（設立の認証申請）<br>第二条　（略）<br>２～４　（略）<br>５　法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第二十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。<br><br>第三条～第十七条　（略） | 特定非営利活動促進法の施行に関する条例<br>第一条　（略）<br><br>（設立の認証申請）<br>第二条　（略）<br>２～４　（略）<br>５　法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第二十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。<br><br>第三条～第十七条　（略） |